

旧制高校における寄宿舍と「校友会」の形成

——木下広次（一高校長）を中心に——

富 岡 勝

Intoroduction of dormitory student government and organization of student-teacher
association “Koyukai” for club activities at Higher Schools
—Focusing on the policy of Principal Hiroji Kinoshita of Ichiko—

TOMIOKA Masaru

はじめに

現在のわが国の高等教育において、学生生活は正課の授業のみに包摂されるものではなく、課外の活動、とくにクラブ・サークル活動、学生自治会、学生寄宿舍などにおける学生の「自治」的活動が学生生活の重要な一側面を形成している。こうした学生の「自治」的活動に関する歴史的分析は、今後の高等教育を考える上で重要な意味を持つものであるが、これまで十分に研究がなされてきたとは言い難い。本稿は、学生の「自治」的活動に対する歴史的研究の一環として、それが明治中期において成立してくる過程と、そうした「自治」的活動の成立を可能ならしめた教育意図の内実を明らかにしようとするものである。

帝国大学や高等中学校（後の高等学校）が設置されたこの時期以来、学生の「自治」的活動は、大学予備教育としての機能を実質的に果たした高等中学校において特に活発に展開されたが、その典型となったのは、一高¹⁾の寄宿舍「自治」制、及びクラブ活動のための「校友会」組織である。本稿では、明治21年（1888）から明治26年（1893）まで一高¹⁾の教頭、校長を務め、その間に寄宿舍「自治」を導入し、「校友会」組織を設置した木下広次（1851～1910）²⁾の教育方針を分析の対象とする。

木下を扱った先行研究³⁾は少なくないが、寄宿舍「自治」制のみに焦点があわされることが多い。しかし、その当時学校内部に反対論があったにもかかわらず木下が「校友会」設置に踏み切ったという経過を踏まえるならば、寄宿舍「自治」制とともに、「校友会」も木下の教育方針の具体化されたものとして考察されなければならない。

全体の構成は次の通りである。

まず、木下の登場の背景について考察してみたい（第1節）。貢進生以来の前近代的特質を色濃く持っていた生徒たちに対し、創立当初の一高では生徒の行動に対して厳しい取り締まりが行われた。しかし、こうした取り締まりは生徒の反発を生むだけの結果となり、これに代わる木下

による新たな教育方針が必要とされたのである。

次に、木下が一高教頭赴任直後の明治21年（1888）10月に行った演説の分析を通して、木下の教育方針の特質について述べる（第2節）。木下は、生徒の行動を取り締まりによって外面的に規制する代わりに、生徒に対して将来の国家エリートとしての自覚を喚起し、その自覚にもとづいたモラルを形成することを求め、そのための方法として、生徒集団における「自治」的な活動をもっとも重視したのである。3節と4節では、このことを寄宿舍「自治」制導入と、「校友会」設置を通して具体的に考察する。

1. 木下登場の背景

この節では、木下が赴任するまでの一高の生徒の状態と学校側の教育方針を述べ、木下の登場に至る背景を考察する。

明治前期の学生は、明治3年（1870）に各藩より一高の源流である大学南校に派遣された貢進生に代表されるように、封建時代の武士の気風を色濃く残しており、当然のことながら近代的な道德意識はまだ形成されていなかった。貢進生たちの多くは、遊廓、銘酒屋、矢場、湯屋に頻繁に出入りする生活を送っていた⁴⁾。

こうした貢進生の生活に対して学校側からは有効な対策はとられなかった。貢進生たちが学んだ大学南校は何よりもまず欧米の知識を取り入れるための機関であったのである。次のような史料がこうした状況を象徴している。「当時外人教師は、授業の途中に自分は風邪をひいているから薬を飲むといって室の角にあるビールの釜を抜いて飲むという如きものがあり、これを学生が後で知って残念がる。一方学生の方は外人教師の方に気に入らぬことがあると、腰に指している刀をサッと抜き外人教師がびっくりするのを見て鉛筆を削って鞘に収めるという如くであった」⁵⁾。

貢進生制度は、廃藩置県にともなって翌年廃止されたが、以後も基本的には貢進生に見られるような気風は引き継がれた。その一方では、高等教育機関が次第に整備されていくのに伴い、学生の生活面や徳育面に関して改善を図ろうとする学校側の試みが見られるようになった。たとえば、一高の前身である東京大学予備門において明治15年（1882）から明治18年（1885）まで予備門長をつとめた杉浦重剛は、「生徒心得七ヶ条」の中で、「第二項、衣食起居ヲ慎ミ身体ノ健全ヲ計ルヘキ事」、「第六項、校舎ノ整備ヲ旨トシ粗暴ノ挙動有間敷事」、第七、校外ニ在ル時ト雖モ生徒タル対面ヲ汚ス所為有間敷事」⁶⁾と定めている。

しかし、これも大きな効果を挙げることはできなかったようである。明治16年（1883）、寄宿舍のまわりに高柵が設けられたことにに対する不満が原因の一つとなって予備門生徒を含む東京大学学生が大学の器物を破損する騒ぎを起こし、147名がいったん退学処分になるといういわゆる「明治16年事件」⁷⁾が起きた。このような事件が起きたことにより学校側の苦心をうかがうことができるだろう。

明治19年（1886）、森文部大臣による中学校令が出されて高等中学校制度がスタートし、一高が創立された。創立当初の一高においては、生徒の生活面や徳育面の改善が次のような形で目指された。

初代校長野村彦四郎は明治19年（1886）10月、生徒部伍編成規則を制定している。これは部、級、組、什、伍⁸⁾といった組織に生徒を編成するものであり、その目的は次の様に示された。「至誠、順良、信愛、莊重ノ氣質ヲ保持シ遵守、整頓、清潔ノ習慣ヲ鞏固ナラシムル等凡ソ学科外ノ要道ヲ完全ナラシムルノ便ヲ開カンカ為メニ相互ノ氣脈貫通ヲ主トシ之ヲ設ク」⁹⁾。ここに示されている「至誠、順良、信愛、莊重」という徳目は、森文部大臣が師範学校生徒に対して示した「順良、信愛、威重」の三氣質に類似している。周知のように森文部大臣は、師範学校生徒にこの三氣質を養成するための「道具責メノ方法」として兵式体操と寄宿舎における兵営式の団体生活を位置付けていた。一高における「生徒部伍」も、兵式体操との関連が強かったと言えよう。

寄宿舎についても同様のことが指摘できる。翌明治20年（1887）6月に二代目校長となった古莊嘉門は、同年10月、兵式体操教員の中から寄宿舎詰を選び舎監（寄宿舎を監督する職員）に協力させた。これに際しての文部省への伺いは次のようなものであった。「兵式体操ノ儀ハ体育ノ外厳正服従遵守ノ慣習ヲ養成セシムルニ於テ有効ト存候處仍ホ進ンテ此目的ヲ貫徹セシムル為メ先ツ在舎生徒平常ノ起居動作ニ今一層周密ノ規律ヲ置キ兵式体操ト併行セシメ度存候条当校ニ於テ体操教員ノ内ヲ以寄宿舎詰ヲ命シ体操授業ノ外舎監ト協力寄宿舎ノ取締ヲ負担為致度此段相伺候也」¹⁰⁾。これにより兵式体操によって目指された「厳正服従遵守ノ慣習」の養成の効果をあげるために兵式体操の教員が寄宿舎詰に起用されたことがわかる。

これらの施策の実態は次のようなものであった。ある生徒は数年後に当時を振り返って「(学校側が) 武人的精神を振作するの目的を以て、軍律を学校に採用し、寄宿舎に之を施行せり。当時此主義を実行するの着手として、軍律に倣ひて規則を編成し、酷薄小恩の小吏を備ひて、警察巡視の任に当らしめ、常に校内を巡視して、非違を追捕し、少しく喧騒に亘る挙動あれば、直に之を譴責し、黜罰し、毫も仮借する所あらず」¹¹⁾と述べている。「警察巡視」の任にあたった「酷薄小恩の小吏」とは、古莊が導入した寄宿舎詰の兵式体操教員を指すと考えてよいだろう。この校内「巡視」による取り締まりは、例えば、「嘗て一生あり、偶然揭示の一字を指にて抹殺したるか為め、巡視の探知する所となり、即日退校を命せられたり」¹²⁾というような過酷なものであった。同様に寄宿舎内でも「当時舎監は常に室内を巡視して『規則』と唱へ小言を陳べたることなるか、一日忽然室内に入り来り、一札をもなさず、机上に一葉の紙片の横るを見、謂て曰く、『何ぞ机上を散乱する、宜く速に之を整頓すべし』」¹³⁾といった厳しい取り締まりが行われた。さらに、「当時の所謂規則なるものを見れば、云ふあり、曰く『門標を塗抹すること勿れ、毀損すること勿れ、朝起きたる節には寝具を納むべし、衣服を入るの器は寸法何寸云々』」¹⁴⁾というように生活の細部にわたって細かな規則が定められていたのである。

同じ頃、生徒の素行に対する点数制が導入されている。これは、「人の品行に点数を付して曰く、甲の品行は某点なり、乙は某点なりと」、「其所謂品行とは、其人の徳義の消長、気節の有無、人物の高卑等を問ふに非ずして、単に学校より命したる偶然の事件に於て、之を履行すると否とを以てこれを区別せり」¹⁵⁾というように、生徒の取り締まりを徹底するためのものであった。

以上見たように創立直後の一高においてとられた方針は、生徒の生活面を細かな規則によって厳しく取り締まろうとするものであり、東京大学予備門時代には見られない徹底した方針であった。これは森有礼文相の改革した師範学校において実行された全寮制のもとに兵営式の生活を強

制する教育方針と類似点を多く持つものである（ただし、高等中学校は師範学校にくらべて厳格さの度合いは低かったことは言うまでもない）。

しかしこのような取り締まり中心の方針は、一高生徒たちの激しい反発を受けて難航することとなったのである。

学校側の取り締まりに対する生徒たちの不満は、例えば「其不満の鬱積する所一たび発して賄征伐となり、二たび発して舎監襲撃となり、舎監をして棚中に潜伏せしめたるか如き奇劇を演したるも豈亦宜ならずや」¹⁶⁾というような形で爆発した。校長、教頭に次いで重要な役職である舎監が生徒から「襲撃」されたという事実が事態の深刻さを物語っている。

師範学校では、教員や生徒の反発にもかかわらず強引に兵営式の生活が強制されていったが、「社会ノ上流ニ立ツヘキ」人物を養成する位置付けを与えられていた高等中学校である一高においては新たな方針が求められることとなった。

そこで登場したのが、森文部大臣から一高の教育方針を一任された¹⁷⁾帝国大学法科大学教授木下広次である。明治21年8月、木下広次は帝大教授を兼任したまま一高の教頭に就任し、独自の教育方針を打ち出したのである。

木下は東京大学において評議官、文官試験局委員などを歴任し、前述の「明治16年事件」の際には学生から事情聴取にあたるなど事態収拾に携わった一人でもあった。また、「其始め入て法科大学教授の任に就くや、主として学生の品行上に注目し、又大に人材陶冶の点に心を傾けたり、或人之を評して曰く、大学に人傑あり、上に渡邊総長ありて之を統治し、下に木下評議官ありて之を助く、以て益々帝国大学の基礎をして鞏固ならしめたりと」¹⁸⁾という記録にあるように、当時の東京大学および帝国大学において穂積陳重などと並んで帝国大学の運営上重要な役割を果たした人物であった。

木下は一高赴任から2ヶ月後の明治21年（1888）10月、一高の新たな教育方針の公表ともいべき演説を行っている。その演説の中で彼は、東京大学および帝国大学における豊富な経験を基に、一高の生徒の現状が帝国大学にも影響を及ぼしているとして、「毎年本校ヨリハ多少ノ人卒業シテ大学ニ入ルコトナルカ何時モ大学ハ喜テ諸君ヲ受クルカト云フニ左ニ非ラス一大学ハ諸君ヲ待遇スルニ君子視シ大人視セントスルモ諸君ハ自棄シテ其待遇ヲ離レ自ラ卑劣ノ位置ヲ取ルモノ多シ」¹⁹⁾と指摘し、その意味から徳育面の改善に最も重点を置くことを宣言したのである。

木下は一高生徒の現状の例として、「諸君カ教員諸君ニ対セラルル様ヲ見ルニ大抵教ヲ受クルカ為ニ敬礼サルルニ非ラス多クハ落第ヲ恐レテ礼スルト言フ様ナル卑劣心ヨリ起コルト思考ス」²⁰⁾と説明し、これが「志意高尚ナラス自重自敬自守ノ気風ニ乏シキ確證」であるとして批判するのである。ここから木下が求めているのは、厳格な取り締まりによってもたらされる規則への形のための従順さとは異なるものであることが理解できる。次節で見るように、木下は一高生徒の行動面、徳育面に関して全く新しい方針を打ち出していくのである。

2. 「自重自敬」

木下による生徒の生活面、徳育面に関する新たな方針はどのような特質をもっているのだろうか。本節では、一高赴任から2ヶ月の明治21年（1888）10月に木下が行った、一高の新たな教育

方針の公表ともいうべき演説を手がかりにしながら検証していきたい。

第一に、木下は一高生徒たちに将来の国家の指導者になるべき存在としての内面的な自覚と、それに基づいた道徳的な行動を求めた。彼は、一高生徒を「後年社会ノ上流ニ立チ學術ニアレ技芸ニアレ政治ニアレ日本中ノ先達トナリテ日本ヲ指揮スヘキ人々」²¹⁾と位置付けて生徒たちに自らの立場への自覚を促し、その自覚にもとづく道徳的な行動の内面化を「自重自敬」²²⁾と呼んでこれを強く要望したのである。

第二に、木下は生徒たちを道徳化するために、生徒たちを一般社会から遠ざけることを重視した。「近來社会一般兇暴可キノ規律ヲ失ヒ終ニ卑猥無作法ヲモ觀テ怪マス或ハ付スルニ書生風ナル名称ヲ以テセリ」²³⁾というように、社会一般、特に「書生」と呼ばれる学生一般の道徳的混乱状態を木下は指摘し、その影響が一高生徒にも及んでいるとして憂慮するのである。この意味から木下は、「校外皆ナ敵高等中学校ハ籠城ナリトノ覚悟」²⁴⁾を生徒たちに求め、「外宿ノ風習ハ実ニ諸君ノ毒藥ナリ（中略）向後高校生一人モ餘サス総テ寄宿ト云フヲ以テ定則トシ諸君カ團結シテ修身ノ温習ヲ容易クシ舎内ノ輿論ヲ振起スルニ便ナラシメントス」²⁵⁾というように、一般下宿に住んでいた生徒たちを校内に隔離する「皆寄宿舎制」²⁶⁾の方針を打ち出したのである。

第三に、内面的な自覚を外面に表現するものとしてのマナーの形成を生徒たちに対して木下は求めた。彼は本科に新しく倫理科の授業を設置したが、それは学問としての倫理学の講義に重点をおくものではなく「日常ノ行為ノ模範標準ヲ示ス」²⁷⁾ことに重点を置くものであった。木下はこの授業の進め方について、「此教ハ諸君カ日常ノ行為ノ模範標準ヲ示スモノナリ其教堂ハ諸君カ座作進退礼節ヲ実行スルノ道場ニシテ他ノ教室出入ノ標準模範ナリ……教堂内ハ専ラ厳格静肅ヲ旨トシ出入列ヲ為シ着席順席ヲ乱サス極メテ静肅ヲ要ス講師着席アラハ諸君ハ一同立テ敬礼ヲ表サルヘク又退席ノトキモ同様ノ敬礼アルヘシ」²⁸⁾と述べている。これによって分かるように、この倫理科の授業においては、行動の基準を講ずるだけでなく、教室への出入りなどに際してのマナーを練習させようとするものであった。木下はこれを「座作進退」と呼び、「座作進退礼譲ハ即チ自重自敬ノ一端」²⁹⁾と語っているように、内面的な自覚の外的な表れとして最重視したのである。生徒たちの「座作進退」の現状について木下は次のように指摘する。「諸君ノ行状ヲ見ルニ帽子ノ佩教室ニ出入スルアリ通行路ニアリテ他人ヲ意トセサルノ様アリ場所ヲモ構ハス放歌啼吟スルアリ」³⁰⁾。このような状態を改め、生徒たちの「座作進退」を「自重自敬」にふさわしいものとすることを木下は目指したといえる。

第四に、倫理科の授業だけにとどまることなく、生徒同士の集団における「自治」的な活動を通じて「自重自敬」の精神が養成されることを木下は目指していた。先に挙げた彼の皆寄宿舎制方針は、社会一般からの隔離のみを目的とするものではなく、「諸君カ團結シテ修身ノ温習ヲ容易クシ舎内ノ輿論ヲ振起スルニ便ナラシメントス」³¹⁾というように、生徒たちが集団の中で互いに影響を及ぼし合うなかで、「自重自敬」の形成が行われていくことを求めている。さらにこの生徒集団においては、学校側が与える規則の遵守ではなく、「自治」的な活動が採用された。この点は、次節以降に見るように、明治23年（1890）の寄宿舎「自治」制の導入と「校友会」の設置により具体化されるのである。

第五に、以上のような「皆寄宿舎制」や生徒集団を通じての道徳的陶冶という事柄は、イギリスのパブリックスクールやフランスのコレージュなどにも見られる。木下がこのような教育方針

を採用した背景には、木下が明治8年（1875）より7年近くの間、フランスのバリ大学に留学してフランス社会を観察する機会に恵まれていたことがあったと思われる。木下は一高の生徒たちの行動を指して「若シ此ノ放逸ヲ以テ西洋ニテモスクアラント想像スル人アラハ殊ノ多ノ量見々々違ヒナリ、西洋諸国ニテ社会ト宗教礼儀礼節ニ制裁³²⁾ヲ与フルノ嚴重ナルコトハ恐ラク諸君ノ予想外ナルヘシ³³⁾」と述べていたが、西洋社会に対する木下のこのような観察もパリでの経験によるところが大きかったと考えられる。

以上、明治21年（1888）10月の演説を通して木下による新たな教育方針を分析したが、ここに見られる特徴は、明治23年（1890）の寄宿舎「自治」導入と「校友会」設置によって具体的な形をとってあらわれたのである。

3. 寄宿舎「自治」

明治23年（1890）2月24日、一高の新キャンパスである本郷に寄宿舎が完成した際、木下は次のような演説を行って寄宿舎「自治」制の採用を宣言した。この寄宿舎「自治」制によって木下が求めたものを具体的に見てみたい。

彼はまず、寄宿舎生活の目的として次のような四綱領を定めた。

- 第一 自重の念を起こして廉恥の心を養成すること
- 第二 親愛の情を起こして公共の心を養成すること
- 第三 辞讓の心を起こして静肅の習慣を養成すること
- 第四 摂生に注意して清潔の習慣を養成すること³⁴⁾

これによって、木下が寄宿舎生活の目的を一般下宿からの隔離だけに限定せず、生徒同士の共同生活（第二）の中で、生徒の内面に一高生徒としての自覚を強めて「自重自敬」をうながし（第一）、その際、静肅と清潔（第三、第四）といった近代的な生活習慣も同時に身につけるといった積極的な位置付けを寄宿舎生活に与えたことがわかる。

このような寄宿舎生活の目的を実現するために木下によって導入されたものこそ、生徒たちの「自治」的活動であった。生徒の内面的な自覚を促すような共同生活は、舎監による上からの取り締まりでは成り立ち難いのである。この点を木下は次のように述べた。「今此目的（四綱領のこと一富岡注）を達せんがためには区々たる規則に依頼し或は管理者の手を借りて能ふ可きに非ず、必ずや諸子が地位と責任とを思ひ自ら治めんとする精神を奮起し朋友の間、相切磋して互に警戒する所あるに由らざる可らざるなり……寮内の規約は諸子全体の会議を以て之を定め学校の許可を経て施行する事とし寮内一切の整頓の責は諸子をして自ら之に当らしむ……之を要言すれば従来干涉の制を廃し諸子をして自ら治めしめんとす³⁵⁾」。このように木下は、従来の寄宿舎で行われていた舎監による細かな取り締まりを廃止して、寄宿舎内の規約の制定と実行を生徒たちに委ねる「自治」制を採用したのである。

もちろんこの「自治」制は、学校当局からの完全な独立を意味しているのではない。四綱領で示したような秩序ある団体生活を行うための具体的な寮内規約の策定を生徒たちに任せただけに過ぎず、寄宿舎の管理権自体を生徒たちに委ねてしまったわけではない。「我校は寄宿寮規程を定めて規律の綱領を示し寄宿寮主任を置きて大体を監督せしめ、寄宿掛を置きて細務を執らしめ

会計に関する事務は会計掛に取扱はしむるに在り」³⁶⁾というように基本的には寄宿舎が学校当局の管理下にあることを前提にしている。したがってあくまでも教育的な配慮の中での限定つきの「自治」が与えられたに過ぎない。

しかし、限定つきの「自治」であっても生徒たちにとっての意義は大きかった。倫理の授業における「座作進退」の練習に関しては、瑣末な動作のみにやかましい「小笠原流」と評するような見解が生徒たちの一部に存在していたことがうかがわれる³⁷⁾が、生徒たちは、寄宿舎「自治」宣言によって木下が示した教育方針の意味するところを理解し、協力的な態度をとったのである。

『向陵史』の伝えるところによれば、木下の寄宿舎「自治」宣言を聞いた生徒たちは、従来の厳しい取り締まりからの解放を歓迎すると同時に、自らの手で寄宿舎内の規約を作り規律を維持する責任を負うことに同意し³⁸⁾、直ちに討議の上、校長の許可を得て寮内の規約を作った。この規約において、「外出時間ハ平日課業外午後八時迄トシ、休日ノ前夜ハ午後十時三十分トシ校門ハ同十一時ニ閉鎖ス。但外出スル時ハ門鑑ヲ門衛ニ渡スベシ」(もっとも従来の規則より1時間程度延長されている)、「舎内ニ於テハ酒類ヲ飲マザル事」³⁹⁾など生活上の規律を定めると共に運営組織を整備した。「自治」の最小単位は10名前後の定員からなる各部屋であり、規約に違反したときの「制裁」⁴⁰⁾も部屋ごとの連帯責任で適用される場合もあった。各部屋から総代が選出され、その中から食事賄方に関する件などを担当する委員が選ばれた。

このように生徒たちは、木下の寄宿舎「自治」制方針を受け入れ、規律の伴った寄宿舎「自治」を実行していった。木下の教育方針は、寄宿舎においてこのような形で具体化されたのである。

4. 「校友会」活動

木下の教育方針は、寄宿舎内の生活だけにとどまらず、生徒の文化活動やスポーツの奨励という形で具体化した。

寄宿舎「自治」制導入が行われた約半年後の明治23年(1890)10月、木下は「校友会」組織を設置した。これはその規約において「文武ノ諸技芸ヲ奨励スル為メ本校ニ校友会ヲ設ケ本校ノ職員生徒及本校ニ縁故アル者ヲ以テ会員トナス」⁴¹⁾と規定されているように全校の職員と生徒を対象にして文化面と運動面の活動を促進するための組織である。会長は校長がつとめ、各部を代表する生徒と職員2名からなる委員によって運営され、職員からの拠出金に加え、学校側が生徒から会費を授業料とともに徴収して運営費をまかなうという仕組みであった。

「校友会」成立に関しては、生徒たちが設立を要望しこれを木下が認めるという経過をたどった。この際職員の間で反対論が存在していたが、「今日の校友会各部整頓するに及び之を合して校友会となせるに對し多数の反対ありしも先生二三生徒の提言を納れて動かず」⁴²⁾というように、木下は反対を抑えて「校友会」設置を支持したのである。

では、木下はどのような目的から「校友会」を設立したのだろうか。まず運動面の活動に対する木下の期待を考える上で、次のような前例を挙げたい。明治19年(1886)7月に帝国大学において設けられた全学の学生・職員から成る「帝国大学運動会」は、運動競技を行うための組織であったが、身体鍛錬に加えて相互の親睦をはかることも目的として定められていた。さらに、帝国大学総長渡邊洪基は「帝国大学運動会」の目標として「学事ト共ニ益々身体ト精神トヲ鍛期

シ遊戯ノ際亦能ク方正嚴肅其言行ヲ慎ミ秩序ヲ以テ各自ノ地位ヲ貴重シ忠信以テ相互ノ交誼ヲ親密ニシ忠君愛國ノ志氣ヲ培養シ合同一致ノ慣習ヲ馴致」⁴³⁾することを挙げている。当時盛んに行われたボート競漕や陸上競技を通じて、身体鍛練に加えてある種の徳育的要素も期待されていたのである⁴⁴⁾。

先に述べたように木下は帝国大学の評議官として大学運営上豊富な経験をもっていた。そのため、彼が「帝国大学運動会」の例も踏まえながら、運動競技を通しての「自重自敬」的精神の形成を期待したことは想像に難くない。また木下は運動競技だけでなく、『校友会雑誌』編集のための文芸部を設け、校内のさまざまな問題について生徒同士が議論し合うことを推奨した。

木下の方針を有効に機能させるためには、生徒全員を巻き込んだ「自治」的集団生活の場として「皆寄宿舎制」が必要とされていたが予算上の理由から完全には実現されなかった。そのような状況の中で、全校生徒をもって構成される「校友会」が生徒全員の参加による「自治」を実現させる場として木下によって期待されたと考えられる。

「校友会」の具体的な活動は各部によって展開され、設立当初は文芸、ボート、撃剣、柔道、弓術、ベースボール、ローンテニス、陸上運動、遠足⁴⁵⁾の9部が設けられた。文芸部は、生徒、教員による論説、学術論文、文芸作品などが掲載された100ページ前後の『校友会雑誌』を毎月編集・発行し、運動部はそれぞれ年数回校内で競技大会を行うとともにボート部、陸上運動部、ベースボール部などは他校との対抗競技も行った。このような活動を通して、次第に学校全体の気風、「校風」と呼ばれるようなものを確立していくことが生徒たちによって意識されるようになるのである。例えば明治24年1月、生徒野田兵次郎は『校友会雑誌』において、生徒全員に向けて「校風」の確立を訴える次のような論説を発表している。「国家の為め時勢の為め將た自己の為め、全力を尽くし、心身を粉にして其校風なるものを作為せよ、若し事に応に従ふ能はずと云ば、校友会解散して可なり、雑誌廃刊して可なり、一步を進めて云ば、我第一高等中学も廃す可きなり」⁴⁶⁾。このような論議を通じて生徒たちの間に「自重自敬」精神が醸し出されていくところ、木下が寄宿舎と「校友会」組織によって実現しようとしていたものであった。木下の教育方針は順調にスタートしたのである。

6. おわりに

明治20年代前半に、一高校長木下広次によって導入、設置された寄宿舎「自治」制と「校友会」は、高等中学校の寄宿舎やクラブ組織の典型であったばかりでなく、部分的には当時の帝国大学にも影響を与えた⁴⁷⁾が、以上見てきたように、これらは将来の国家指導者としての自覚にもとづいた道徳的な行動を学生に内面化させるためのものであった。

近代日本の高等教育における学生の「自治」的活動は、木下広次の教育方針に代表されるような位置付けで学校当局側から意図的に用意されて成立したのであり、学生によってかちとられた「自治権」としての性格とは大きく異なるものである。しかし、一高生徒たちによる木下の教育方針への受容に見られるように、この当時であって規則による厳格な取り締まりに比べ、「自治」は学生たちにとっても積極的な意義を持つものであった。

ところが、早くも明治30年代に入ると次第に学生の「自治」活動は変質していく。たとえば、

一高においては、他校との対抗競技の過熱化、寄宿舎「自治」の形骸化など「自治」活動の実態の変化がみられるようになるのである。こうした変化についての考察は今後の課題である。

注

- 1) 第一高等中学校（明治19年の中学校令によって、他の6校とともに成立）と第一高等学校（明治27年の高等学校令によって第一高等中学校より移行）を総称して一高と呼ぶ。
- 2) 木下広次は、一高校長を辞任した後、文部省専門学務局長を経て京都帝国大学の初代総長となった人物としても教育史上著名である。
- 3) 木下広次をとりあげた先行研究の代表的なものとして次のようなものが挙げられる。寺崎昌男「自治寮制度成立史論」（『旧制高等学校史研究』第15号、1978年）、高橋佐門『旧制高等学校全史』（1986年、時潮社）、高橋佐門『旧制高等学校の教育と学生』（1992年、国書刊行会）、箕田知義『旧制高等学校教育の成立』（1975年、ミネルヴァ書房）、ドナルド・T・ローデン（森敦 監訳）『友の憂いに吾は泣く 旧制高等学校物語上・下』（1983年、講談社）。
- 4) 唐沢富太郎『学生の歴史』1955年、創文社、52頁。
- 5) 同書、25頁。
- 6) 第一高等学校『第一高等学校六十年史』、1939年、12頁。
- 7) 東京大学の学生と同予備門の生徒たちが学位授与式を無断欠席した上に騒ぎを起こし、145名が退学処分を受けた事件。ただし約1年後には全員が復学を許可された（『東京大学百年史 通史一』1984年、東京大学出版会）。
- 8) 部とは主に履習外国語によって生徒全体を4つに分けたものを指し、組は現在のクラスに相当する規模であり、什、伍はその中の小グループである。
- 9) 前掲『第一高等学校六十年史』、130頁。
- 10) 同上、169頁。
- 11) 赤沼金三郎「将に第二の自治制寄宿寮を見んとするに就きて所懐を述ぶ」（第一高等中学校校友会『校友会雑誌』第7号、明治24年5月、15頁）。
- 12) 同上、16頁。
- 13) 赤沼同論文、『校友会雑誌』第8号、明治24年6月、14頁。
- 14) 同上、14頁。
- 15) 同上、12頁。
- 16) 同上、14頁。
- 17) 木下は一高赴任の事情に関して、明治26年（1893）に一高を去る際に寄宿舎で行った談話の中で次のように語っている。これにより、木下が森から一高の教育方針を一任された事情を知ることができる。「森有礼君が文部大臣たりし時、余を招き寄せ、余に囑するに本校の事を以てせらる、余は当時容易に之を諾するの心意なかりしを以て、数日の閑を請ひ……終に決心するところあり、再び森大臣を訪ひ、話するに決心の在るところを以てし、且つ掣肘干渉の憂なくんば、余は余の意向に順ひ之を処理するを辞せざるの旨を答へにし、森大臣は快く之を納れられ、本校の事は一に君の意向に任すべしとのことにつき、余は終に本校に身を任すべしとのことになれり」（『校友会雑誌』第29号、明治26年9月、85頁）。
- 18) 武藤敏男編『肥後先哲偉蹟 後編』1928年（『肥後文献叢書 別巻二』）1971年、歴史図書社、所収、648頁）。
- 19) 前掲『第一高等学校六十年史』、103頁。
- 20) 同上、103頁。
- 21) 同上、103頁。
- 22) 同上、103頁。
- 23) 同上、103頁。
- 24) 同上、104頁。

- 25) 同上, 106頁。
- 26) なお, 本科予科合わせて明治20年には1000名を数えた生徒全員を収容できるだけの規模の寄宿舍はこの時点では文部省の財政上の理由から建設されず, 皆寄宿舍制は実現しなかった(明治24年頃の寄宿舍定員は約600名であり, 明治33年になってようやく皆寄宿舍制が可能な規模の寄宿舍が整備された)。しかしこの演説が行われた明治21年時点では皆寄宿舍制が目指されていたのである。
- 27) 前掲『第一高等学校六十年史』, 105頁。
- 28) 同上, 105頁。
- 29) 同上, 105頁。
- 30) 同上, 105頁。
- 31) 同上, 106頁。
- 32) ここで使われている「制裁」の意味は罰則だけに限定されるのではなく, 道徳的な自制へと人々を向かわせる社会的雰囲気などの内容を含んだものと考えられる。
- 33) 前掲『第一高等学校六十年史』, 105頁。
- 34) 第一高等学校寄宿舍『向陵誌』(昭和12年版)第1巻, 3頁。なおこの『向陵誌』は大正2年に初めて編纂され以後数度にわたって改定版が出されている。
- 35) 同上, 2頁。
- 36) 同上, 4頁。
- 37) 『校友会雑誌』第3号, 明治24年1月, 24頁。
同上, 4頁。
- 38) 前掲『向陵史』, 6頁。
- 39) 同上, 7～8頁。
- 40) 「制裁」には, 「誹責禁足退舎」の三種類があり, 「寮内ノ整頓ハ一切在寮生ノ連帯責任トシ此規約ニ背ク者アル時ハ其ノ事情ニヨリテ制裁ヲ本人ニ加ヘ若クハ一寮ニ加フルモノトス」と定められていた(前掲『向陵史』, 9頁)。
- 41) 『校友会雑誌』第1号, 明治23年11月, 会報1頁。
- 42) 当時の生徒高橋作衛による木下の追悼文より(『校友会雑誌』第202号, 明治44年2月, 87頁)。
- 43) 『東京大学五十年史』1932年, 下巻667～668頁。
- 44) 「帝国大学運動会」が設けられた背景には明治10年代後半の東京大学における陸上競技やボートの普及があるが, これらの普及は予備門英語教師ストレンジ(1858～1889)によるところが大きい。渡辺融「F. W. ストレンジ考」(東京大学教養学部体育研究室『体育学紀要』第7号, 1973年)によれば, ストレンジはおそらくイギリスのパブリックスクールのイートン校の出身である。スポーツが性格陶冶に果たす役割を重視する当時のパブリックスクールのスポーツ観が彼を通して, 当時の東京大学に及んでいた可能性が強い。
- 45) 遠足部は毎月または2ヶ月に1回近郊への遠足を行うことが定められたが, 「今日の遠足は各県書生の会に多く催さるれば別に校友会中に之を設くるの必要なしとの事なり」(『校友会雑誌』第15号, 明治25年3月, 30頁)との理由から明治25年に廃止されている。また明治25年には音楽部が新設された。
- 46) 野田兵次郎「校風論」『校友会雑誌』第3号, 明治24年1月, 27頁。
- 47) 他の高等学校に対しての寄宿舍「自治」制の影響では, 最も早い例として, 明治24年の五高寄宿舍の食事賄い方の監督を生徒にまかせる「自炊制」の導入があげられる。「校友会」組織は明治20年代中頃までにはすべての高等学校で設置された。帝国大学への影響としては, 明治23年から24年に帝国大学の寄宿舍において賄い方の監督に「自治」制が導入されている(『校友会雑誌』第8号, 明治24年6月, 15頁)。

(博士後期課程)